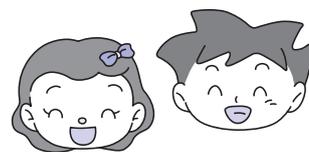


児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。

- 受付場所 町民税務課・各総合事務所
- 問合せ 町民税務課 ☎ 47 - 8015



児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を図るため、その児童の父または母もしくは、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは一定の障害の状態にある児童の父または母に支給されます。

〈受給資格〉

手当を受けることができるのは、次の①～⑨の条件にあてはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で法に定める程度の障害を有する方）を監護している父母や父母に代わって児童を養育している方です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定の障害の状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受け

た児童

- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するか明らかでない児童等

〈所得制限〉

手当を請求する方、手当を請求する方の配偶者および生計を同じくする扶養義務者の前年（1月から6月までの請求分については前々年）の所得が一定額以上ある場合は支給が一部または全部停止されます。

〈提出書類〉

認定請求書、戸籍謄本、住民票、所得証明書等

現況届のお知らせ

手当を受けている方（支給停止の方含む）は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月以降手当を受けることができません。

〈受付期間〉

8月3日（月）～8月28日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）
※8月6日（木）、7日（金）は午後7時まで受け付けます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母もしくは、父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

〈対象児童〉

20歳未満で一定の障害がある児童

〈所得制限〉

手当を受けようとする方の前年（1月から6月までの請求分については前々年）の所得が一定額以上ある場合は支給が停止されます。また、手当を請求する方と同居している配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上ある場合も支給が停止されます。

〈提出書類〉

認定請求書、戸籍謄本、住民票、所得証明書、障害認定の書類等

所得状況届のお知らせ

手当を受けている方（支給停止の方含む）は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月以降手当を受けることができません。

〈受付期間〉

8月11日（火）～9月10日（木）
午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）